

重点事項推進WG 横断的制度分野担当SW 第5回会合
議事録（国土交通省ヒアリング）

- 1．日時：平成18年4月13日（木）11:15～12:00
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第2会議室
- 3．項目：一定期間経過後の規制の見直し基準の策定
 - ・建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 4．出席：
 - 規制改革・民間開放推進会議
 - 鈴木主査、原主査、黒川委員、安念専門委員、山本専門委員
 - 国土交通省
 - 総合政策局 建設業課長 吉田 光市
(以下「吉田建設業課長」という)
 - 総合政策局 建設業課 課長補佐 平田 研
(以下「平田課長補佐」という)

○原主査 お待たせして申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

限られた時間ですけれども、前もってこちらからも質問の用紙をお願いしておきまして、ちょっと時間が遅れていますので、15分足らず御説明をお聞きして、あと30分ぐらいディスカッションをさせていただけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田建設業課長 わかりました。よろしくお願いいたします。

国土交通省の建設業課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料は様式に従ってつくってございますけれども、今回のテーマは建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件という告示でございます。

建設業法の許可基準、許可要件の1つとして経營業務管理責任者というものを求めています。それに関する告示ということでございます。

まず御説明に入らせていただく前に、全体の概要をさらっと御説明させていただきたいと思います。最後に横長のポンチ絵を用意させていただいております。先般もこの会議で御説明させていただいたかと思いますが「建設業法の概要」でございます。

いろいろございますけれども、今日の関係で申しますと、左上の「建設業の許可を要するもの」の関係でございます。建設業を営む場合、許可を必要とし

てございますけれども、営業エリアに応じまして「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の２種類がございます。また建設業法と一口で申しまして、いろいろございます。28業種、土木一般ですとか建築一般、あとそれぞれ専門工事がございます。28業種ごとの許可という形になってございます。

その右側は「許可の要件」ということでございますが、大きく２つございます。

１つ目は「経營業務管理責任者の設置」ということで、本日の議論に係る部分でございますが「許可を受けようとする建設業に関し５年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない」というものでございます。

もう一点は「営業所専任技術者の設置」ということで「営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない」ということで、いわゆる建設業の経営力と技術力といったものを求めているものでございます。

また右側は「建設業の許可を要しないもの」ということで、基本的に請負金額が「500万円未満の建設工事」、また建築一式工事につきましては、1,500万円未満の小規模な工事については、この許可を要しないといったような運営になっているところでございます。

冒頭にお戻りいただきまして、１ページめくっていただきますと、関係の建設業法の抜粋がございます。許可基準、第７条でございますが、経營業務管理責任者につきましては、この第７条の第１号で定めてございます。法人である場合においてはその役員ということで、括弧して、業務を執行する社員、取締役、執行役等々ということで、そのうち常勤であるものの一人が以下に該当することということで「イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者」ということを法律で原則としてございます。

「ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者」ということで、この部分について本日御議論のあります告示を定めてあるというものでございます。

また役員のところが括弧書きでございますが、商法特例法の制定等を受けまして、例えば従来の取締役に加えて執行役といったようなものも法律上手当をさせていただいているということでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、これが本日議題の告示でございますが「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」ということで、47年に定めてございます。告示自体は以降改正をしていないということでございます。

中身といたしましては、１号ということで許可を受けようとする建設業以外

の建設業に関し7年以上といったようなこと。

また、2号で許可を受けようとする建設業に関し7年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位ということで、経營業務を補佐した経験を有する者といったようなことを定めているものでございます。

あと3号で、個別の認定といったような形で規定しているものでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、この関係の通達でございます。平成16年3月30日付で「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」ということで、今、申し上げました告示の要件等について示したものでございます。

上の段の中ほどにございますように、この行革委員会等での議論を踏まえまして、いわゆる執行役員について、認定に当たっての取扱い方針を定めるといったような御指摘を踏まえまして、この通達を定めたところでございます。以下の基準によることとするということで、下の段に「記」とございますが、中ほどにこれらの者、被認定者と書いてございますが、その方がいわゆる執行役員、その他の商法等の法令上で権限及び責任等が定められた地位にない場合であっても、次の(1)～(3)までの条件のいずれにも該当する場合には、認めますということでございます。

(1) 営業部長その他の管理職社員以上の地位にあること。

(2) 経營業務の執行に関して、取締役に準ずる権限を有すること。

これらの地位、権限に基づいて、いわゆる7年以上の経験を有することといったような取扱い基準を通達等で明示したというものでございます。

もう一、二枚めくっていただきますと、これが今般御指摘いただいた部分でございますが「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」ということで、昨年12月21日に当会議でまとめていただいたものでございます。

その中身でここに関係する部分がございます。もう一枚おめくりいただきますと「II. 横断的制度整備等」ということで「(2) 建設業関連資格の規制緩和」ということでございます。いわゆる執行役員について、一定基準に合致する執行役員など、経営に自主的に参加する役職を建設業法のイの者とみなすこととするということで、一定のものにつきましては、7年ではなくて5年ということで、通常の役員と同等の扱いができるようにといったようなまとめをいただいております。

これを受けまして、恐らく本日の議題になっております告示の改正といったようなことになるかと思っておりますが、それに向けての作業を現在進めておるという状況でございます。

以上が経過でございますが、冒頭の1枚紙、調査票に基づいて若干補足させていただきますと、4の「定期的見直し条項がない場合」ということでございますが、告示ということでございますので、一定期間経過後に見直す旨の規

定はないわけですが、社会情勢の変動によって見直しの必要性が発生すれば、適宜検討を行うべきものだと考えているところでございます。

5の でございますけれども、基本的な経緯または基本的な考え方ですが、これまで告示そのものの改正は行っていないわけですが、先ほど申し上げましたように、平成16年に経営管理業務責任者の大臣認定、要件の明確化についてといったようなことで取扱い方針の見直しを行っているということでございます。

また、告示の改正ではございませんけれども、これも冒頭申し上げましたが平成14年の委員会等設置会社制度の創設に伴いまして、本体の法律そのものを改正いたしまして、執行役というものを新たに位置づけるといったようなことでございます。

また更に昨年12月の御指摘を踏まえまして、現在この告示の見直しも含めた検討を行っているという状況でございます。告示そのものの改正は47年以降ないわけですが、社会経済情勢の変化に対応し、今後必要に応じて適切な見直しを含めた検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○原主査 簡潔にまとめていただいて、ありがとうございます。

内容的なことについては、こちらからの要請に答えた形での今回の見直しなのですが、今日の本題はなぜ昭和47年に出されたものが30年以上そのままになっていたのかということで、どういう理由でそういうことが生じていたのかというような辺りの、少し分析というのでしょうか、検討を深めることができたかと考えております。

実際に通達を出されてそのままというのは、申し送りか何かにはなっているわけなのですか。申し送りというとおかしいですが、その課の中で担当課長さんなどが代わられると、一切合財こういう通知がありますというようなことを申し送りですとずっとやられておられるのですか。

○吉田建設業課長 それは業務の引き継ぎがございまして。むしろ私どもは課長もございすれば、担当の補佐、係長、こういう業の規制に関わるものでございまして、業界との関係もいろいろございまして。前の運用と新しい運用が異なってもいけませんので、その辺の業務の引き継ぎについては、きっちりと行っているつもりでございます。

○原主査 そのままを受けてということになるのですね。

○吉田建設業課長 そうことです。

○原主査 特に外から言ってくるということがなければ、そのまま業務をやっているという感じなわけですね。

○吉田建設業課長 そうですね。ただ、建設業の場合は28業種ございまして。例

えば大手から中小、個人企業までございます。大手ですと例えば鹿島さんですとか大成さん、これは日建連という業界団体がございます。あと各都道府県レベルでいいますと、都道府県建設業協会、地場の建設業者さんがおりますね。そういった業界がございます。あと専門工事ごとに、空調ですとか電気設備ですとかの団体がございます。

そういった団体と日ごろいろいろな意見交換をやってございます。これに限らず、例えば入札契約制度の問題も含めまして、いろいろな要望がある。それに対して答えていくといったようなことで、この経営管理業務責任者の部分の告示に関しては、直していないわけですが、法律の改正ですとか、ほかの部分のいろんな改善については、その都度むしろ毎年いろんな形で見直してきているということで、経営管理業務責任者の部分については、直接強い形で話がなかったといったようなこともあって、告示としてはいじっていないということだと思っております。

ただ、いろんな関連の諸制度が変わりますので、例えば新たに委員会等設置会社というようなものが法律上設けられれば、それに対応した形で、そういう執行役の概念を業法に位置づけるとか、そういった対応はさせてきていただいているということかと思っております。

○原主査　ほかにいかがですか。

そうするとほかのものについては、定期的ではないですが、随時見直しをしてきていると。建設業法関連ではやってきているけれども、たまたまこれが特に要望がなかったのも、30年ぐらいそのままにしてきたということですか。

○吉田建設業課長　はい。

あと執行役員制度の関係で、今28業種あるわけですが、特に28業種のうち電気通信工事の関係だと思えます。この関係については今、全体のいわゆる会社の形態が大きく変わる中で、電気通信工事業という小さな業者さんもおられるわけですが、例えば電気メーカーのソニーさんですとか、ああいう業界の方々もこの許可をとっていただいているわけですが、会社制度が大きく変わる中で、むしろそういう一定の業界の方々から執行役員制度の取扱いについて見直してくださいといったような要望が上がってきているのかなと認識しておりまして、やはり会社の形態等々が変わりますれば、それに応じた対応も必要かと考えまして、16年以降、今回の件を含めまして、一定の対応をさせていただこうと思っております。

○鈴木主査　この問題は去年もやったのだが、そもそもの制度の趣旨は、建設業というのは、机1個あればできるから、そういうものが出てきていいかげんなことをやっては困るというところが、恐らく制度の趣旨だったと思う

けれども、これはどうなんですかね。どこかの役員を雇わなければいけないわけですから、新規参入する人にとっては不便な話で、クレームは起こらなかったのですか。

○吉田建設業課長　そこは恐らく一部の大企業の電気メーカーさんみたいなところは、会社形態が大きく変わる中で、新しい形態に対応した形での見直しをしてほしいと。それは承っておりますし、私どもも理解するのですが、建設業の業界で今 56 万業者おるのです。電気設備だけでなく、例えば一般土木、一般建築全体の中でこの部分について見直してほしいといったような大きな声というのは、むしろなかったのかなと思っています。

○鈴木主査　やはり新しく入る人だから仕方がないのですね。業界の中に入っている人の中で、もうそんな規制は要らないという声は出てこないのですか。

○吉田建設業課長　入ってくる方も、むしろ全然関係ないところから入ってくるといふよりか、既存の会社の中を例えば分社化したりして、新たに許可の取得が必要になるというようなことが多いのかなと思っております。

○鈴木主査　5 年あるいは 7 年以上の経験のある人というのは、大体何歳ぐらいの人がなっているのですか。要するに辞めた人の再就職先みたいな形で運用されているわけですか。

○吉田建設業課長　ちょっとそういうデータは持ち合わせてはおりませんけれども、どうなのでしょう。これはいろんな形態があるかと思いますが、大企業などでありますと、いろいろ現場での経験を積んできて、一定の部長ですとか、執行役員ですとか、そういった経験を踏まれたような方が本体でそのままやる場合もあれば、この建設工事の部分は電気会社なり設備会社であっても、一部については、例えば分社化して子会社化しようといったときに、今までの営業部長さんなり。

○鈴木主査　いや、中小建設業者です。中小建設業者の中で、スタートのときにはそういう役員を受け入れて何とかなってスタートした。だけれども、その人が死んでしまったら、今度はまた新たにスカウトしてこななければいけないわけですね。

○吉田建設業課長　はい。

○鈴木主査　そうすると、どこから天下りみたいな人をもらってこななければいけないわけですね。現役ばりばりの役員さんがそこへ行くとは思われないから、おじい様がやってきて給料を取るということに基本的にはなるから、邪魔な存在だと。スタートして相当腕も磨いてきたときにと、その会社は思うのではないのかと思うから、どうして私は不満が起こってこないのかと思います。

○安念専門委員　たくさんいるからでしょう。別に大企業のマネジメントレベルである必要などはないわけですね。

○吉田建設業課長 おっしゃるとおりです。

○安念専門委員 人夫を10人ぐらい集めて、社長さんとか何とかと言っている人でも十分なわけですね。

○吉田建設業課長 地元ではそうですね。例えば、地場の各県レベルの一般土木とかをやっている会社で見ますと、結構オーナー社長さんみたいな方が多いわけですが、仮にその息子さんが若いうちから部長だ、専務だとやってきているわけです。そういう方々が自然と承継されているという実態が多いのかなと思っております。

あと例えば100人規模ぐらいの会社で、部長さんぐらいまでやって、それなりのやり手の方が、その会社で10年、20年働いて、二十からだとしますと40ぐらいになったと。そろそろ自分も独立したいということで、新しく会社を立ち上げるといったようなケースも当然あるかなと思っております。

○黒川委員 一般に法律をつくるときに、例えばイ号のところだけで、建設業に関する5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者というだけで済んでいれば、次の2というのがあって同等の能力をといっって、しかも同等を説明するために、今回後から文章を付けなければいけなくなるわけですね。その付いた文章の見直しを今、我々は議論しているのですけれども、一般に最初のイ号のところだけで、5年以上の経營業務管理責任者の経験がある者としてしまうと、ものすごく不都合があるから、必ずこういうもう少し含みのあるようなものをつくることで、それに適合するものを解釈として後ろ側に、法ではなく文章が付くというプロセスそのもの、パターンというのはほかにもいっぱいありますね。イ号の方は、きちっとあるべき姿の理想的なものを書いておくということなのですか。

○吉田建設業課長 それはそうだと思います。

○黒川委員 大体こんなことなのだとわからせておいて、その次の号でそれと同等のものということで、同等のものの解釈というのをまた通達方式で文章としてするということですか。

○吉田建設業課長 はい。

○黒川委員 この法律作成というか、法体系をつくるやり方というものは、ある種の解釈論でどうしても必要で、しかも権限とか資格についてある程度の説明を加えるわけですね。

○吉田建設業課長 はい。

○黒川委員 法をつくる側からすると、よくあるタイプなのですか。

○吉田建設業課長 そこは法律があって、政令、省令があって、告示なり通達解釈があるということだと思います。本当に法律ですばっと書き切れるものもあるのだと思いますが、例えばこういう建設業のようないろんな営業形態、い

ろんな業種があるときに、すべてを法律で書き切るというのは、なかなか難しいということがあるのかなと思っています。全部法律で書き切ってしまうと、それこそ時代の要請に応じた適切な対応もまた難しくなるということかなと思っています。

○黒川委員 だから、微妙な裁量のところが役所にやってくる。そういうことになっているわけですね。

○吉田建設業課長 裏を返せば、そういうことにもつながる側面はあると思います。

○安念専門委員 ただ、そうはいっても、法律では「準ずるもの」という一種の開放条項があるわけです。ところが告示を見ても、また第3号で「準ずるもの」とあるので、これはいつまで経っても完結しないという仕組みになっているのですか。

○吉田建設業務課長 若干そこはセービングクローズと申しましょうか、やはり世の中何があるかわからないというようなことでですね。

○安念専門委員 これはしょうがないですけれどもね。

ただ、これは告示と、後に付けていただいた「明確化について」、これを通知というのか通達というのか知らぬけれども、仮に「明確化通知」と呼んでおくとすると、告示と明確化通知の論理的な関係はどうなるのですか。告示の第3号を明確化通知で、その一例を明らかにしたのですか。そうでもないのですか。

○吉田建設業課長 ここは告示の全体の解釈を整理したものです。

○安念専門委員 この場合、恐らく告示はまさに国家行政組織法にいう告示なのですね。

○吉田建設業課長 さようでございます。

○安念専門委員 だから、法規命令というか法令としての効力を直に持っているわけですね。これが法令の一部をなすということですね。

○吉田建設業課長 そうですね。

○安念専門委員 そうすると決めている中身としては、この明確化通達も要するに資格要件を決めているわけだから、似たようなものなのですが、一方は正規のフォーマルな告示という形をとり、一方は何と名づけてよいのかはよくわからないと。その振り分けは何か基準があるのですか。

○吉田建設業課長 明確なものは、法律、政令、省令、告示、通知というあれだと思います。

○安念専門委員 ところが通知になると、法規命令というのではなくて、主管官庁としての法解釈を示したということになりますね。

○吉田建設業課長 おっしゃるとおりです。

○安念専門委員　ですから、フォーマルな意味で一般人民に対して、法的拘束力はないということですね。行政官庁相互間での職務上の拘束関係はあるかもしれないけれども、それはどうなのですか。同じ資格要件を決めていて、コンテンツ的には同じようなことを決めているのだけれども、法形式を異にしているものなのですか。いいとか悪いとか言われても、事実でやっているからしょうがないだろうと言われてしまえばそれまでなのだけれどもね。

○山本専門委員　建設業法の中で、国土交通大臣が定めるということになっているのですね。だから、本来であれば国土交通大臣が定め切ってしまうといけないはずなので、その意味では、告示するなら、告示で要するに全部定めるとというのが筋だという気もするので、なぜあえて告示と通知を分けているのですかね。

○吉田建設業課長　告示で全部書き切るという考え方もあるかもしれませんがね。

○山本専門委員　こういうものだというふうに、通知も割と細かいことを書いてあるのですね。だから、なぜあえて分けているのかというのがよくわからないのです。

○吉田建設業課長　若干ですが細かいことをいいますと、例えば通知ですと、一般的に法令の解釈みたいなものを示す場合と、あとは併せて運用の手続きみたいなことを示す場合がございます。これは一般の方には関係ない手続です。例えば今の通知文でも1号で解釈的なことを示して、2号で確認する書類というような形で、併せて運用的なものも示していると。こういうことは2号の部分の告示には、なかなかなじみにくいのかなというようなこともあります。

○安念専門委員　それはわかります。1号の方でも営業部長その他の管理職社員以上の地位にあること。それを正規の法令である告示にすると、またいろいろうるさいことをいって、社員などという言葉は使っていいのかとか、必ずそういう小姑みたいなことを言う者が出てくるわけです。気持ちはよくわかります。

○原主査　ただ、自治体の現場の人に聞くと、通知がきても、通知で判断することが危ういと思う場面も往々にして感じて、そうするとやはりもともとの法律に戻って解釈をして、自分たちなりにきちんと説明できるような形での最終的な判断をするというので、通知を金科玉条のように思うのは恐い分野もあると聞いております。

○吉田建設業課長　ただ、例えば建設業法でいきますと、大臣許可と知事許可がございます。その運用レベルみたいなものは合わせなければいけないわけです。そこで通知を示して、それに従って統一的な運用をお願いするといったようなこともございますが、これ以外に実はそれぞれの許可の担当者が実際に審査などをいたしますと、いろんな細かな案件があるわけです。通知文にも書

いてない、法律にも書いてないということがあるわけです。

そういうものは、例えば照会回答というような形で、個別にこういうような案件がありましたと、これについてのお考えを聞かせてくださいという照会文章をもらって、それを回答するという形で流している。いわゆるそういった取扱い方針の積み重ね、蓄積をしているということでございます。

日ごろもいろいろな担当部局には電話等での問い合わせがあるわけです。業者さんからの問い合わせもある。あと公共団体の担当者からの問い合わせもある。例えば通知であること、法律に書いてあることは口頭で対応する場合がありますが、新しい話は電話の口頭で答えてしまっていて、後でまた違う対応をするといったようなことがあってもいけませんので、そういう照会回答という形で文書を残しながら、蓄積していくというようなことも実務としてはございます。そういう意味では、この通知のまたちょっと下なのかもしれません。

○原主査 その回答されたようなもののやりとりは、きちんとファイルして保管をされているという状況ですか。

○吉田建設業課長 しております。

例えば一定程度そういうものが積み重なってきたときに、統一的に通知文を改正するとかいたします。

○原主査 そうなと思います。そうすると30年近く改正されなかったというのは、余り問い合わせもなかったということになるのですか。

○吉田建設業課長 この部分については、どうだったかね。

○平田課長補佐 恐らく解釈として、例えば部長、事務局の者で読むとか、そういったことは基本的にも行き渡っておりますので、例えば部長ということに関して言うと、それと異なる概念とか異なる呼び方の職制の人が出てきたかという、それは多分執行役員というのが恐らく何十年ぶりに登場した、そういう立場だと思うので、そういう意味で機会がたまたまなかったということだと思います。

○原主査 いかがですか。よろしいですか。

○黒川委員 でもこれは結構認可の要件に関する条件なので、いつでも機能しているわけですね。日夜機能しているもので、しかも動かないわけで、何もクレームがなければこのままずっと続いていっているということだから、見直しというよりもいつも問い合わせもあるし、動いていることは事実なのですね。

○吉田建設業課長 そういう意味では、そうでございます。

○鈴木主査 これは「今後も必要に応じて適宜見直しを含めた検討をすることとする」ということでいろいろやってこられたのだろうけれども、我々が今回テーマとしているのは、それはそうだろうけれども、中にはサボる者も多いだろうし、ついつい流れに身を任せて物も考えていないという人もいるではない

か。したがって、ある一定時期を定めて、きちっと見直しをやって、変えるべきものは何1つなしだとか、これは変えるべきだということをはっきりさせる。そういう仕組みを入れてみてはどうか。という趣旨ですが、どう思いますか。

○吉田建設業課長 そこはどうでしょうかね。

○鈴木主査 必要が出てこないと、やはり考える気はしないと思うか、それとも定期的に、定期的といっても何年にするかだけれども、まさか毎年というわけではないのだから、見直してみるのはいかがですか。

○吉田建設業課長 これは私見になりますが、最近例えば法律などは定期的な見直し条項みたいなものが多いです。今は内閣提出の改正法案が多いわけで、お決めいただくのは国会なのだけれども、内閣提案のものが多いので政府側にそういった見直しの規定を設けるとのことだと思いますし、また行政側としてもやろうと思っても、法律ということになりますとなかなか重たいものですから、そういった国会の手をかけるものについては、ある意味で見直し規定みたいなものがあった方が、双方でやりやすいのかなとは思いますが、正直政令以下のものと、そこはある意味で行政としてやろうと思えばやれるわけですし、定期ではなくて、ある意味で日々機動的に対応をしていかななくてはならないものなのかなとも思っております。

現実には法律こそ改正がないのですけれども、この部分の告示についてはありませんが、例えば私どもの建設業の関係でいいますと、先ほど申し上げましたように、日々いろんな業界団体の方々からいろんな要望がございますので、省令ですとか通達ですとか、そういったものは毎年何かしらいじっておりますので、必ずしもそういう何か定期的な見直し条項ということでもないのかなというのが率直な感じではございます。

○安念専門委員 その御趣旨はよくわかります。一度つくったら、ずっと何年も事実上使われないまま寝ているような政省令とか、通知・通達のたぐいはあると思うのですが、これはとにかく毎日毎日許可がくるわけだろうから、いつも動いている。それはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、これがそうだというわけではないのだけれども、一般論でいえば業界とか業界の周辺のいる人にとっては、役所が一度決めたルールは言わば自明の前提、与件となってしまうと、その上でビジネスモデルを組むから、別にそれを格別不思議だとも思わないというメンタリティーが育ってしまうわけです。

これが例えば新規参入、とりわけ単純に新規許可という意味での新規参入ではなくて、外国からの新規参入とか、異業種からの参入とかになると、やはりはたとおかしいと思うという人が始めて出てくるということはあって、主管官庁としては怠慢であるわけでも、悪意があるわけでもないのだから、結果的には参入障壁的になるということとは一般論としては、やはりあり得るのではないか

なと思います。ですから、そういう意味での業界の、言うならばプロフェッショナルの立場を一度離れた見直しというのは、やはり必要なことがありはしないかという気がいたします。

○原主査　そういう一般的な原則をここで立てられないかということで、今回はこのワーキングで検討しております。

○鈴木主査　吉田課長は去年執行役員については、ちゃんと5年にしたのでしょうね。ということで、常に見直しておられるけれども、それに更に、もう一回あるかないか自分のブレインストーミングをやってみると言われても、別につらい話ではないでしょう。

○吉田建設業課長　鈴木先生のお顔も何度も拝見させていただきまして、あと全般的には、こういう規制緩和の話題も重要だと思っておりますが、率直に今、建設業界全体というのは非常に供給過剰の状態です。大変厳しい経営環境にあります。

1つ公共工事の談合みたいな話があって、入札契約制度の改善の取組みを一所懸命進めております。大手のいわゆる談合決別宣言みたいな形のものが去年暮れにあって、1月から改正独禁法が強化されたといったような中で、今ダンピングみたいな話がかかなり厳しくなっております。

そういったものへの対応ですとか、あと耐震偽装の関係で設計から工事管理、施工管理、施工面に至るまでの全体のシステムの信頼性の問題といったものに、むしろ積極的にどういう対応をしていくのか。そういったことを考えていかなければいけない時期かなと思ってございます。

○鈴木主査　忙しくてそんなことはしてられないですか。

○吉田建設業課長　いや、とんでもございません。

あと先ほど外国企業の話がありましたけれども、これも日本の景気がよかったときに、ちょうど10年ぐらい前になりますけれども、建設市場開放というのが大きな問題なりまして、一定の業の許可の方も対応させていただいているという状況でございます。

○原主査　よろしいですか。

○鈴木主査　大いにそちら側の方もおやりになり、かつ見直しの方もお願いします。

○原主査　では、今日は大変貴重な時間をどうもありがとうございました。

○安念専門委員　業界全体の従業者数というのは、余り減っていないのですか。昔は一口にざっくり600万などと言っていましたね。

○吉田建設業課長　600万が560万ぐらいになってきています。直近はもうちょっと減っているかもしれませんが、ただ、投資の方がそれ以上に4割ぐらいに上がっておりますので、ちょっと大変です。

- 安念専門委員 厳しいですね。わかりました。ありがとうございました。
- 吉田建設業課長 どうもありがとうございました。